

2025年10月14日

各 位

特別利益の計上に関するお知らせ

当社は、2025年10月14日開催の取締役会において、法人事業税に係る外形標準課税(資本割)の「特定子会社の株式等に係る控除措置」の適用に関する損害に対して、2015年3月期から2019年3月期まで税務申告を担当していた顧問税理士と賠償について合意する決議をいたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特別利益の計上について

2025年7月4日付「特別利益の計上に関するお知らせ」にて開示いたしました、法人事業税に係る外形標準課税(資本割)の「特定子会社の株式等に係る控除措置」の更正可能期間の5年分より前の、2015年3月期から2019年3月期までに納付した法人事業税の減額見込額9百万円について、当該期間の税務申告を担当していた税理士の賠償責任保険が適用され、2026年3月期第3四半期連結累計期間において、賠償金6,982,223円が受領見込みとなりましたので受取補償金として特別利益に計上いたします。

合意後2ヶ月以内に賠償金が支払われることから、第3四半期連結会計期間に計上する 予定でおります。

2. 業績に与える影響

上記、特別利益の計上が、2026年3月期の通期業績予想に与える影響につきましては、 他の要因も含め精査中であります。修正が必要な場合には速やかに開示いたします。

以上